



介護保険相談室

事業に関すること 医療介護課 ☎ 43・6947
登録・活動に関すること 赤穂市社会福祉協議会 ☎ 42・1397

赤穂市介護支援ボランティアを随時募集しています～社会参加活動を通して、より元気にいきいきと～

赤穂市介護支援ボランティア・ポイント制度とは

高齢者がボランティア活動を行うことで、健康増進と介護予防を図るとともに、地域への貢献を支援し、社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

ボランティア登録を行った高齢者が、指定されたボランティア活動を行うと、受入機関からスタンプが付与されます。1年間で集めたスタンプ(ポイント)で、転換交付金(上限5,000円)の交付を受けることができます。介護支援ボランティア活動に参加してみませんか。

- 対象者** 65歳以上の人(赤穂市介護保険第1号被保険者)のうち、要介護1～5の介護認定を受けていない人

- 登録申込先** 赤穂市社会福祉協議会
印鑑、介護保険被保険者証、ボランティア保険加入料500円をご持参ください。
- 対象となる活動** 配膳下膳などの補助、施設内移動の見守り、話し相手、行事の手伝いなど
- 活動場所** 特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、デイサービスなど
- 転換交付金** 1時間の活動で1スタンプ(100ポイント)=100円
※年度ごとの交付金の上限は5,000円
※介護保険料に未納や滞納がある人は、交付を受けることができません
- その他** 希望する活動や施設については、社会福祉協議会が相談を受け付けます。

(特別)児童扶養手当額が変更されます

子育て健康課 ☎43・6808

(特別)児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改正する物価スライド措置がとられていますが、この度平成25年の消費者物価指数(対前年比0.4%)が公表されました。

その結果、平成26年度の(特別)児童扶養手当額については、特例水準の段階的な解消に伴う減額(▲0.7%)※と、物価指数の上昇に伴う増額(0.4%)を合わせた0.3%が引き下げとなりました。

※「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)の施行により、平成12年から平成14年にかけて物価下落時に据え置き措置が採られた経緯から生じた特例水準(1.7%)を平成25年から平成27年までの3年間で解消することとなり、平成25年10月に▲0.7%、平成26年4月に▲0.7%、平成27年4月に▲0.3%を段階的に引き下げることになっています。

	変更前(月額)(平成26年3月まで)	変更後(月額)(平成26年4月から)
特別児童扶養手当(1級)	50,050円	49,900円(▲150円)
特別児童扶養手当(2級)	33,330円	33,230円(▲100円)
児童扶養手当(全部支給)	41,140円	41,020円(▲120円)
児童扶養手当(一部支給)	41,130円～9,710円	41,010円～9,680円(▲120円～▲30円)



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

平成26年度の年金額が0.7%引き下げられます

平成26年度の年金額は、特例水準解消のため、0.7%引き下げられることとなりました。この結果、平成26年度の国民年金額(年額)は次のようになります。

○老齢基礎年金	772,800円(△5,700円)
○障害基礎年金(1級)	966,000円(△7,100円)
(2級)	772,800円(△5,700円)
○遺族基礎年金(子1人)	995,200円(△7,300円)

春は異動のシーズンです。国民年金の手続きも忘れずに

本人や配偶者の就職、転職、退職、結婚などにより生活のスタイルが変わった時は、国民年金の加入の種別が変わり、自身で変更等の手続きが必要となる場合があります。

手続きが漏れたり遅れたりすると、◎将来の老齢年金の受給額が減ってしまったり、◎万が一、病気やケガで障害が残ったときや、亡くなった場合に障害年金や遺族年金が受け取れなくなる場合もあります。

ライフスタイルが変わったら“年金の手続きは必要かな？”と考えてみてください。よくわからないという人は、お気軽に市役所年金担当へ問い合せください。

●国民年金に加入するとき、加入者の種別が変わったとき

事項	国民年金の種別	届出先
20歳になったとき	年金未加入者 → 第1号被保険者	市民課 年金担当
	厚生年金・共済年金加入者 → 第2号被保険者	勤務先
	厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者 → 第3号被保険者	配偶者の勤務先
退職したとき	第2号被保険者 → 第1号被保険者	市民課 年金担当
退職して厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者となる時	第2号被保険者 → 第3号被保険者	配偶者の勤務先
配偶者が退職したとき	第3号被保険者 → 第1号被保険者	市民課 年金担当
収入増により扶養をはずれたとき		
離婚したとき		

- ・第1号被保険者…自営業者、学生等(20歳以上60歳未満の第2号・3号被保険者でない人)
- ・第2号被保険者…会社員・公務員等の厚生年金・共済年金加入者(70歳までの人)
- ・第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者(20歳以上60歳未満の人)

学生納付特例の申請は済ませましたか？

学生が申請により保険料を後払いにできる制度を「学生納付特例制度」と言います。

24年度の学生納付特例の申請を忘れていた人も、4月より遡りの学生納付特例の申請が可能です。24・25年度の申請をしていない人で、納付が困難な人は、なるべく早く申請してください。

また、26年度分は4月以後に更新申請が必要ですが、今年の1月までに25年度分を申請し承認されている人には、更新申請の用紙が、日本年金機構から送付されます。(はがき形式)今年度も更新希望をされる人は、必ず提出(ポストへ投函)してください。

更新はがきが届かず、納付書が届いた人が納付特例を希望する時は、市役所年金担当で手続きをしてください。

免除申請・納付猶予申請も2年遡って申請できます。

24年4月の免除申請は26年5月31日まで申請できます。免除申請を希望される人はなるべく早くご相談ください。

平成26年度姫路年金事務所出張年金相談

- ◆**日程** 6月12日(木)、8月7日(木)
10月9日(木)、12月25日(木)
平成27年2月12日(木)
- ◆**時間** 午前10時～午後3時(要予約)
- ◆**場所** 市役所2階204会議室
- ◆**申し込み先** 市民課 年金担当 ☎43・6820

平成26年度社会保険労務士による市年金相談

- ◆**日程** 5月15日(木)、7月17日(木)
9月18日(木)、11月20日(木)
平成27年1月15日(木)、3月19日(木)
- ◆**時間** 午後1時半～4時
- ◆**場所** 市役所2階201会議室